

中央大学法科大学院教授 森信茂樹氏

■とき…平成28年6月17日(金)

社会保障と税の一体改革の グランドデザイン

Ⅰ わが国経済社会の現状の認識

構造改革による格差等の解消がテーマ

今回の講演テーマは「社会保障と税の一体改革のグランドデザイン」ですが、本題に入る前に、今日日本が置かれている状況を確認しておきたいと思います。

2012年12月にいわゆる「アベノミクス」が始まり、日銀による金融緩和などによって1年ほどは円安が進み、企業収益の回復あるいは株高にもつながりました。こうして日本を覆っていたデフレの景色を一変させたことについては、私は一定の評価をしています。しかしその後経済の活性化は見られず、ほとんど成長していません。その原因について「消

費税を5%から8%に引き上げた影響で、消費が伸びないから」と説明する方もいますが、私はそれだけではなく、構造的な問題があると考えています。

つまり「需要」が不足しているというより、日本の根本的な「実力」が不足しているというのが、私の基本的な認識です。実力というのはつまり日本の成長力であり、それが少子高齢化による労働人口の減少あるいは労働生産性の停滞などの要因で失われつつある、ということなのです。

ですから、いくら需要を増やしても、成長力そのものを上げていかないとこの状態からは抜け出せません。アベノミクスにおける第1の矢である金融緩和と第2の矢である財政政策は、あくまでも時間を稼ぐための政策です。ですから第3

の矢である「成長戦略」にこそ、本格的に取り組む必要があるわけです。

その点について「税」の観点から考えてみると、解決すべきさまざまな構造的な問題が存在しています。一番大きいのは、税負担・所得再分配の問題です。つまり、余力のある人から余力のない人に負担を移動させるのがあるべき形ですが、今の日本ではそれがうまくいっていません。この構造を抜本的に改革することで、こうした格差や貧困問題を解決できるのではないか、それこそ成長戦略である、というのが、本日の講演のメインストーリーとなっています。

中間層が減って二極分化が進んでいる

それでは、今わが国が置かれた現状に

ついで、総務省統計局の2014年版「家計調査」に基づいて見てみたいと思います。

アベノミクス前後のわが国の所得の分布を比較しますと（資料1）、アベノミクス後は、年収400万円から700万円の層が薄くなり、その両脇（400万円以下と700万円以上）の層が厚みを増すという、中間層の崩壊が顕著に表れています。

この傾向は資産（貯蓄）についても同様で、アベノミクス以降、中程度の貯蓄残高の層



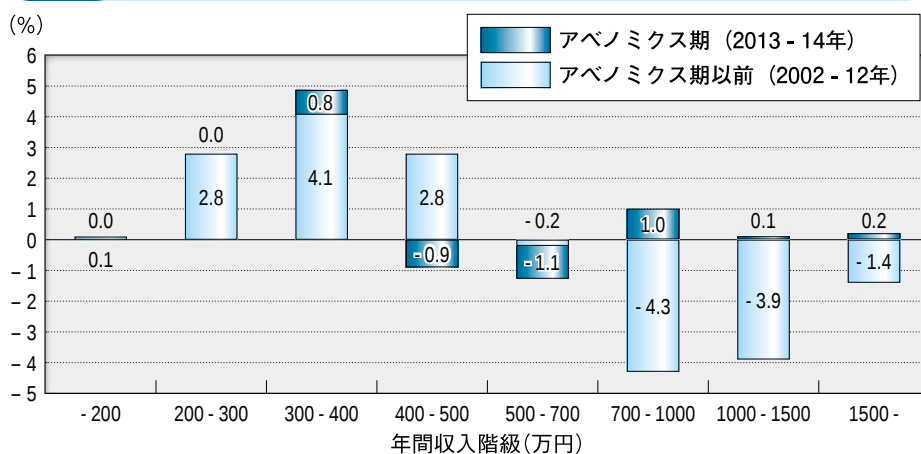
◎森信茂樹（もりのぶしげき）氏

法学博士。1973年京都大学法学部卒業後、大蔵省（現財務省）入省。主税局総務課長。大阪大学法学研究科教授、東京税関長、プリンストン大学で教鞭をとり、2005年財務省財務総合政策研究所長。2006年に退官し、現職。2007年より東京財団にて税と社会保障の一体改革について幅広く研究を行っている。主な著書に『税で日本はよみがえる』（日本経済新聞出版社、2015）、『消費税、常識のウソ』（朝日新書、2012年）など多数。

の比率が低下し、貯蓄残高3000万円以上の層の比率が上昇しています（資料2）。このような所得・資産の二極化の要因としては、正規雇用と比べて賃金水準の低い非正規雇用者の増大やアベノミクスに伴う株高の恩恵の偏りなどが考えられます。

現代の日本はブログの炎上などに見られるように「非寛容社会」になりつつあると言われていますが、その背景には、こうした二極分化によって貧富の格差が大きくなっていることが影響していると

資料1 所得分布の変化



（出所）総務省統計局「家計調査」より小塩教授作成

（講演資料より。以下同）

考える社会学者が増えております。米国大統領選挙でもこのような現象が見取れます。

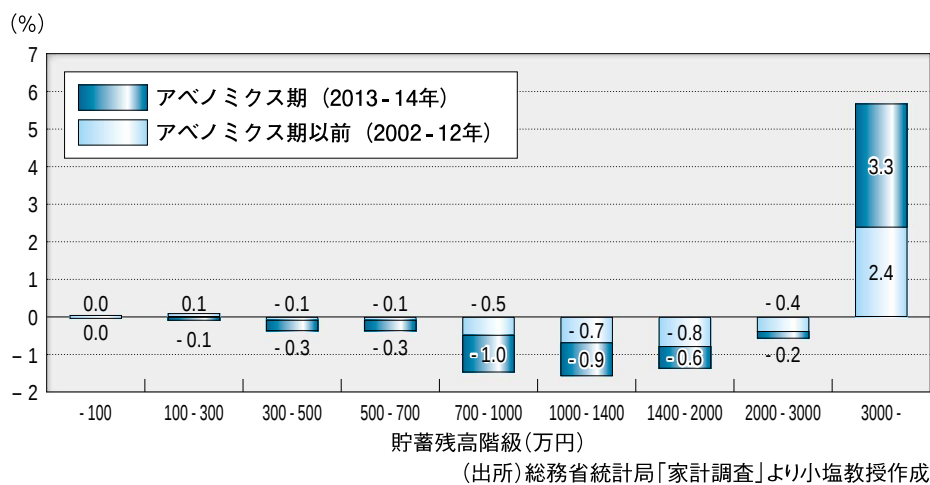
いずれにしても、客観的な事実として、アベノミクス期に中間層が減少しているということが見て取れますので、これに税や社会保障でしっかりした対応をして

社会保険料に対する国民の幻想

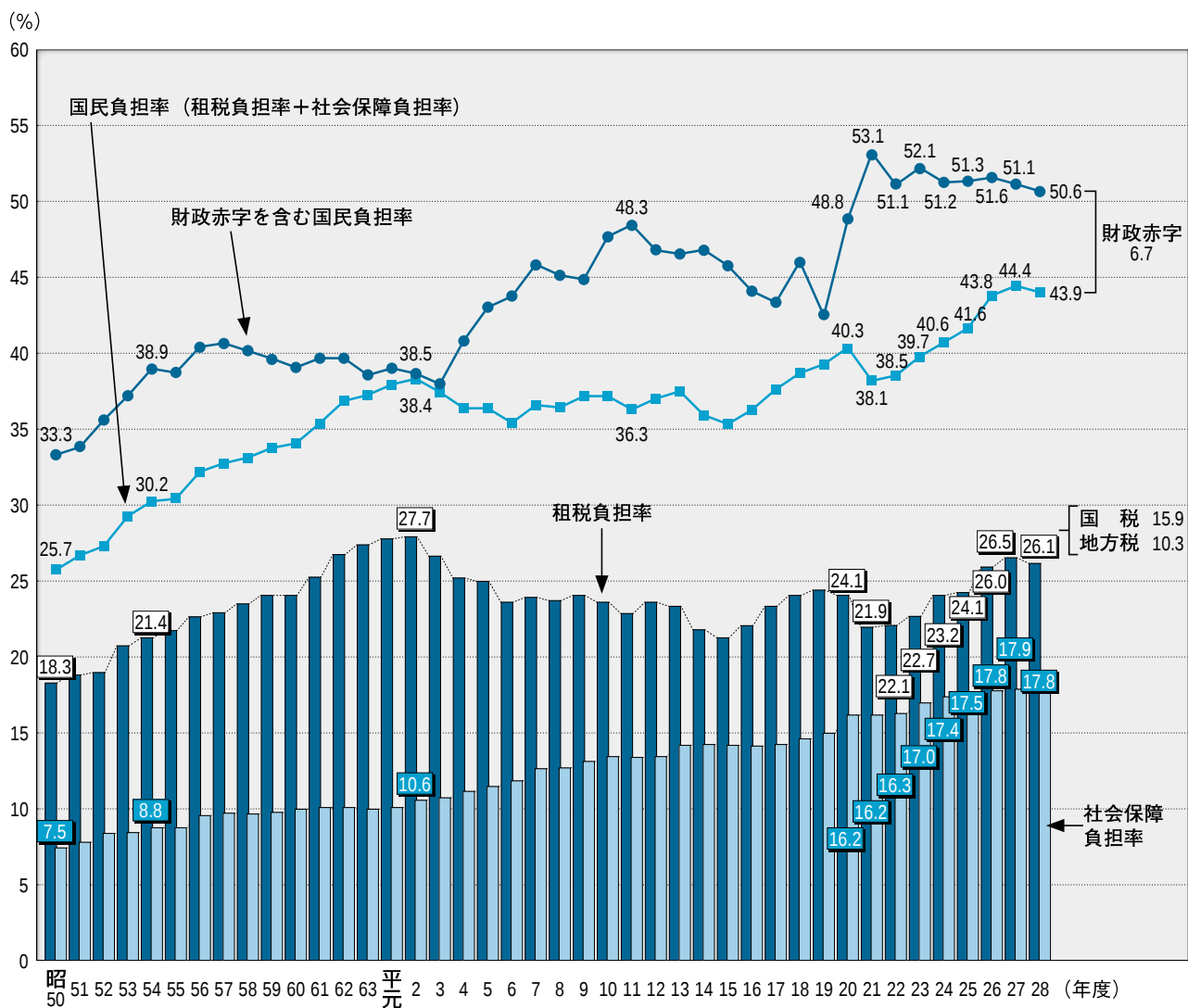
いくことが、日本の強さを維持するとい
う点で急務だと思います。

続いて「税・社会保険料負担率の推移」
(資料3) について説明していきます。

資料2 貯蓄分布の変化



資料3 税・社会保険料負担率の推移



まず医療、年金、介護などの社会保障負担率は、昭和50年から一貫して増加している一方、税負担率（国税・地方税）は年代によって上がったたり下がったりしていることが分かります。

この税負担率と社会保障負担率を合計したのが国民負担率です。現在の税負担率を見ると、いまだピークであるバブル期の税負担率を超えてはいません。これは、デフレ経済が続いたということもありますが、景気対策としていくつかの減税が繰り返されてきたことも大きな要因です。

いずれにしても、この図を見て分かるのは、税負担率はともかく、社会保障負担率が毎年上がる一方であるということです。先日、安倍首相が消費増税の延期を発表しましたが、税については2%上がるかどうかで政権がひっくり返るほどの大きな騒ぎになります。しかし社会保障料については、それほど大きな抵抗もなく上がってしまう。2004年改革で、2017年まで毎年少しずつ上げることが法定されたのです。

これは、国民の中に「幻想」があるからだと思います。つまり「納めている社会保険料は年金として積み立てられてい

るものだから、将来必ず返ってくる。だから少々負担率が上がってもそれほど反対しなくてもいいだろう」ということです。しかし、皆さまご承知のように、社会保険料というのは自分が積み立てた分だけ金利が付いて戻ってくるという性質のものではありません。

この社会保険料（年金）は、そもそも逆進的な負担構造になっている上に、「賦課方式」という少子・高齢化が進む上では非常に不合理な再分配構造となっています。この点について、これからご説明していきます。

社会保険料が所得再分配を妨げている

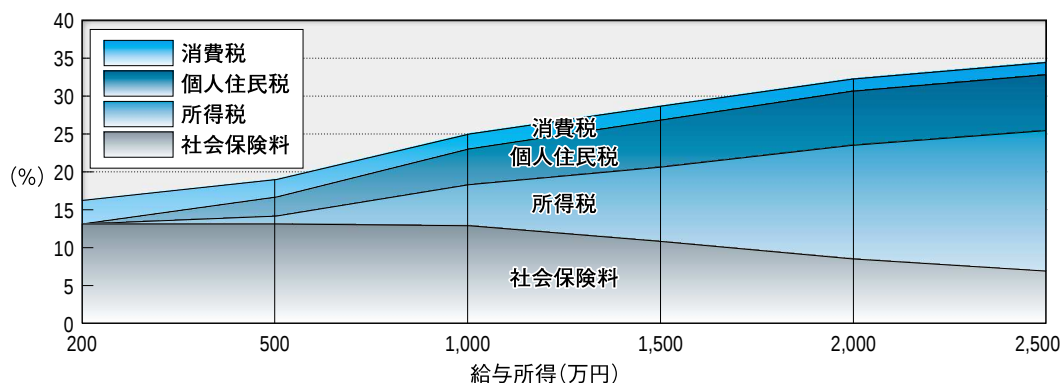
資料4は、政府税制調査会の資料を私が加工したもので、民間給与所得者の夫と妻、子ども2人の家計における、個人所得課税、社会保険料及び消費税を含めた実効負担率のイメージ図です。

まず社会保険料負担率について、この方は厚生年金に加入している前提ですが、給与所得1000万円を超えたあたりから減少していきます。つまり、所得が増えれば増えるほど負担率が減少していく。ご承知のように社会保険料には上限があ

りますから、その結果、逆進的な負担構造になっているということです。

一方所得税については、給与所得1500万円くらいになってはじめて社会保険料と同程度の負担率となります。その上に

資料4 個人所得課税、社会保険料及び消費税を含めた実効負担率



(注) 夫婦2人の民間給与所得者、子供のうち1人は特定扶養控除適用として試算。消費税については、家計調査の消費性向をもとに試算。政府税制調査会資料を筆者が加工。

住民税が加わります。これは10%の比例税ですが課税最低限があるので、グラフで表すと累進的な形になります。

さらにそこに消費税が加わるわけです。消費税については、所得が低くなるほど全体に占める負担割合が大きくなる。これがいわゆる「逆進性」と言われているものです。このように負担率を視覚的に見てみると、社会保険料負担率がいかに全体の所得再分配機能を妨げているかということが分かります。

特に、給与所得200万円から300万円程度の方でも10%程度の社会保険料負担をしておられるわけですから、その負担率は大きいと思います。こうした実効負担率を見ながら、国民全体の負担構造を変えていくべきではないかというのが、私が財務省時代から考えてきたテーマです。

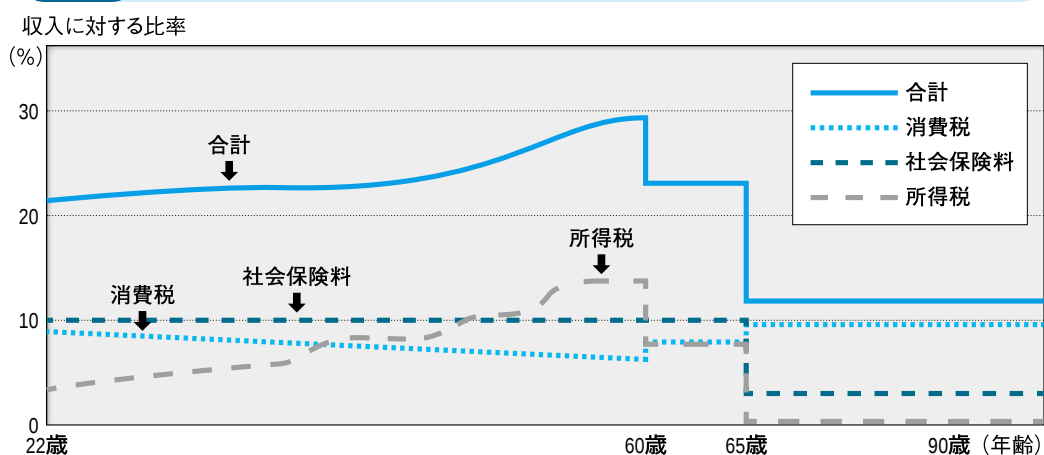
60歳まで負担率は上がり続ける

資料5は、私が作成した「ライフサイクルと税・社会保険料負担（モデル）のイメージ図」です。モデル世帯として、給与所得者と専業主婦、子ども2人の家庭を例にとり、世代によってどのような

負担率になるかを表しています。

まず所得税については先ほども説明したように累進機能がありますから、22歳から60歳までは一貫して増えています。もちろん、途中で結婚すれば配偶者控除

資料5 ライフサイクルと税・社会保険料負担（モデル）のイメージ図



が発生し、子どもができれば扶養控除が生じますし、子どもが成長すれば扶養控除がなくなるなど、多少の変動はあります。ただ基本的には、年功序列型の賃金を前提にすると、60歳前に税率がピークを迎えます。

この期間の平均を計算してみると、所得税負担率はおよそ12%程度となります。そして60歳以降は再雇用という形で所得が減りますから、累進課税の下で負担率が下がります。さらに65歳から年金生活に入る前提ですが、公的年金等控除がありますから、ほとんどの方の年金収入が控除範囲内におさまる、つまり所得税負担がなくなります。

一方消費税については、収入が増えていくに従って少しずつ負担率が下がっていきます。そして年金を受け取れる65歳になると、年金をほぼ全額消費しないと生活できませんから、負担率は限りなく10%（ここでは消費税率10%と想定しています）に近づいていきます。収入が増えると負担率は下がり所得が少なくなるにつれて負担率が上がるという、それほど大きな率ではありませんが、逆進性があるということです。

そして社会保険料については、65歳ま

では収入に対しおおよそ10%となっており、65歳になると大きく下がります。0にならないのは、65歳以上の方も、介護保険料などについて負担しているからです。所得税、消費税、社会保険料を全部足したのが「合計」の線です。ご覧のとおり60歳までは負担率が増え続け、60歳と65歳のところで非常に大きな段差が生じます。これが税・社会保険料負担の現状です。

現役世代の負担を少しでも減らすべき

このイメージ図はある給与所得者のライフサイクルの一例として作ったものですが、実は、それぞれの世代の税・社会保険料負担の割合を表しているという見方もできます。

さらにこのイメージ図を3次元でとらえる必要があります。つまりもう一つの軸として、「人口」が考えられます。人口構成の大きい団塊の世代が65歳をこえて負担の少ないゾーンに入れば、人口の少ない若者の負担は、より多くならざるを得ないということです。

この図は「負担」だけを表したのですが、もう一つ「給付」の問題がありま

す。高齢者の医療費は現役世代の約5倍かかるわけですから、この負担構造でどんどん平均年齢が上昇していくと、増え続ける「給付」を賄うために、勤労世代の負担を増やさざるを得ず、その結果世代間の負担の差はますます大きくなります。増え続ける社会保障費を賄うために現役世代の負担をさらに上げると、経済に大きな負担がかかります。

そうではなく、負担率が低くなっている65歳以上の負担を見直すことで、現役世代の負担を少しでも軽減しようというのが私の意見です。

30年前から年金への課税問題を議論

65歳以上の方の負担を上げる具体的な方法が二つ考えられます。一つが、消費税の増税です。消費増税は、所得税負担のない年金受給者にも税負担を求めることとなります。

もう一つは、年金に対する所得税負担を増やすことです。現在、年金所得に対しては、給与所得控除と比べて手厚い公的年金等控除が適用され、事実上非課税です。これを見直すことになれば、高齢者の方だけ負担が増えることになります。

公的年金等控除は、1階の基礎年金、2階の厚生年金だけでなく、3階の企業年金まで対象となる上に、高齢者でも勤労所得がある場合には給与所得控除が適用されます。つまり、年金所得についての公的年金等控除とあわせて二つの控除を同時に受けられることになるわけです。

年金所得に対する税負担をどうするかというのは政治的にクリティカルな問題ですが、これ以上現役世代の負担を増やさないために、年金所得に所得税の負担を求めていくことは避けられない議論だと思っています。

しかし、いつもこの問題は「年金税制だけを取り出して議論するのはおかしい。年金制度全体の中で議論をすべき」という抽象的な結論で終わってしまい、先延ばしになっています。

また社会保険料負担については、いわゆる「130万円の壁」も問題になっています。これが女性労働力の正規化を阻んでいる原因となっていますし、企業における就労の調整にも使われています。日本経済の供給力、実力を付けるためには、この「130万円の壁」を取っ払うことも必要だと思います。この方法については後で触れます。

Ⅱ 所得税改革

税法学者と経済学者で常に意見が対立

ここまで、日本の現状と課題について説明してきました。こうした格差の問題を解決するための方法の一つが、所得税改革です。

課題としては、非正規雇用や子どもを抱えた世帯の負担軽減、共稼ぎに不利な税制の抜本的な改革が挙げられますが、合わせて社会保険料まで視野に入れる必要があります。そして改革の柱となる考え方は「所得控除から税額控除へ」、さらには「給付付き税額控除へ」という考え方です。民主党（現民進党）の考え方ではないかと言われますが、政権交代前の政府税制調査会でも給付付き税額控除の議論は行われましたし、自民党時代に給付付き税額控除という文言が法律化しました。昨年末の政府税制調査会の中間報告では「所得控除から税額控除に移行する」ということが明確に記載されています。

ところで、私は以前、大阪大学法学研究科で3年ほど教えていましたが、その

時の研究テーマの一つは税額控除でした。いろいろな雑誌に、世界の税制の流れは「所得控除から税額控除へ」であると書いたのですが、わが国の税法学者は皆、税額控除は邪道であると賛同しませんでした。彼らは、所得控除と累進税率によって所得税は成り立っている、所得控除を積み上げた課税最低限というコンセプトは憲法に由来する、という考え方なのです。

確かにそうした考え方からすれば、一度税額を計算した後で返却する税額控除という仕組みは、まったくなじまないものです。今でも多くの学者は税額控除を嫌っています。

しかし私は、税・社会保障後の所得を補償することこそが憲法の理念ではないかと思っています。税・社会保障後で生活が成り立てばいいわけです。課税最低限とか担税力というのは、観念的な概念で、もう少し現実の政策を考える必要がある、これが、私が税法学者に言いたい点です。現に、先進諸国の大部分が導入している給付付き税額控除に対して、法学者は賛成しませんが、多くの経済学者は賛成です。

政府税制調査会は、税法学者と経済学

者がそれぞれ半数くらいいますから、両者が常に対立し、その結果議論がまとまらないというのが本音のところですよ。

税額控除の採用は世界的な潮流

ここで、外国の税制に目を向けてみたいと思います。

世界でいち早く税額控除を取り入れたのがオランダです。オランダではオランダ病といわれた経済危機をきっかけに税・社会保障の大改革をしました。2001年にもその流れである「所得控除から税額控除へ」税制を変えました。理由は、所得控除というのは、限界税率の高い高所得者に有利な制度で、これは現状に合わないと考えたからです。そこで、所得控除から税額控除へ転換しようということになり、すべて税額控除に変える改革を行いました。

実はアメリカにおいても、G・W・ブッシュ政権における税制改革で、所得控除を廃止し税額控除に移行するという税制改革案が出されています。イラク戦争などの問題が起ったため最終的には頓挫してしまいましたが、所得控除から税額控除への移行というのは、世界の税



制の大きな流れになっていると考えています。その背景には、今日の日本と同じように格差、貧困問題があり、所得再分配機能の強化という考え方があります。所得控除ではどうしても富裕層の方が得をしてしまうので、所得再分配機能が働かないのです。

では所得控除から税額控除に移行した結果どうなるかというところ、富裕層は今までの所得控除から税額控除に変わりますから、負担が増えます。低所得者層も所得控除がなくなるわけですから、これまで課税されていなかった人にも課税されるようになります。そこで、彼らには税額と給付を組み合わせて負担を軽減していくわけです。

「勤労税額控除」で勤労意欲を高める

軽減の仕方はいろいろありますが、例えばオランダでは所得控除をすべてなくし、さらに社会保険料控除もなくしました。わが国でいう課税最低限というものが消滅したわけです。

そうすると、これまで課税最低限以下の所得だった人にとっては税負担が生じることになるので納得しません。そこで社会保険料を軽減しました。そうやって低所得者については全体の負担を軽くするのです。方法としては、社会保険料負担の軽減ですから、給付をする必要もなくなります。このように税・社会保険料を組み合わせて所得再分配を高めていく、これがオランダの「勤労税額控除」で、オランダだけでなく、スウェーデンやドイツ、韓国でも似た制度を採用しています。一方イギリスでは、労働党のブレア党首がサッチャー、メージャーと続く保守党政権から久しぶりに政権を奪取した際、ブレア首相が語った、「セーフティーネットからトランポリンへ」という有名な言葉があります。

つまり、かつての労働党は、市場経済の中でうまくいかなかった人たちについ

ては、生活保護を中心とした手厚い「セーフティーネット」で対応していました。しかしその結果政府が肥大化して非効率になり、これが政権交代、サッチャー改革につながったのです。

そこでブレア首相は、以前の労働党のようにセーフティーネットを張り巡らす政策ではなく、「トランポリン」政策を実行すると宣言しました。これは、勤労し収入を得れば税額控除という減税を与えるという政策です。一定の収入になるまで、収入が増えれば増えるほどそれに応じて税額控除も増えていくので、低所得者の勤労意欲が高まり自力で貧困から抜け出してもらおうという狙いです。これは「ウェルフェアからワークフェアへ」と称されました。

「貧困のわな」から脱却したオランダ

話をオランダに戻します。実はオランダというのは、ヨーロッパの中でも特に保守的で、専業主婦の割合が非常に高い国でした。1960年代に活躍したオランダの画家フェルメールの絵でもよく描かれています。女性ほとんど家の中にいて、社会に出て働いている様子はない

りません。しかし、その後の改革の結果、今ではワークライフバランスの最も進んだ国の一つになっています。

その改革の裏には、経済危機によって専業主婦も働かざるを得なくなった、という事情があります。その際、働くところ得は増えますが同時に社会保障負担も生じます。オランダでは社会保障負担が30%と高水準なので、働いても手取りがあまり増えないわけです。

これを「Poverty trap（貧困のわな）」と言いますが、多くの人が「働いても無駄」という意識を持っていたのです。ですから専業主婦を労働市場に出すためには、とにかくその逆転現象をなくさないといけないということで、いろいろなことを考えたのです。

その一つが先ほどの「勤労税額控除」という、納税者の税・社会保障料負担を最初の所得の低いところは軽減するという方法です。もう一つが、「移転的税額控除」、つまり夫が使い残した税額控除枠を妻が使える、あるいは妻が使い残した税額控除枠を夫が使えるという制度です。この税額控除の枠をうまく使うという知恵を考えたのです。

そうやって税と社会保障を一体的に考

えることによって負担を軽減し、日本という「130万円の壁」のようなものを乗り越えて、女性を労働市場に出そうとしたのです。私は、この点を日本でも学ぶことが、パート労働者の就労調整を緩和させ、日本経済の「実力」を向上させるのに役立つと考えています。

しかし、女性にフルタイムで働かれると男性の方の仕事がなくなるかもしれないということで、オランダでは「1.5型の経済」を採用しました。例えば夫が0.8稼ぐなら妻は0.7、逆に夫が0.5を稼ぐなら妻は1.0など、合計が1.5になるような働き方をするこゝとしたわけです。そしてどんな自由な働き方をして、税額控除枠は与えられていて、どちらかが使い残した分はお互い使えるようにしたのです。このようなワークライフバランス型税制は日本も大いに学ぶところがありそうです。

Ⅲ 格差・貧困問題への対処

分離課税の税率を上げ「NISA」も拡充

次のテーマは、格差・貧困問題への対処、つまりいかに再分配機能を強化する

かという問題です。まず「申告納税者の所得税負担率」をご覧ください（資料6）。

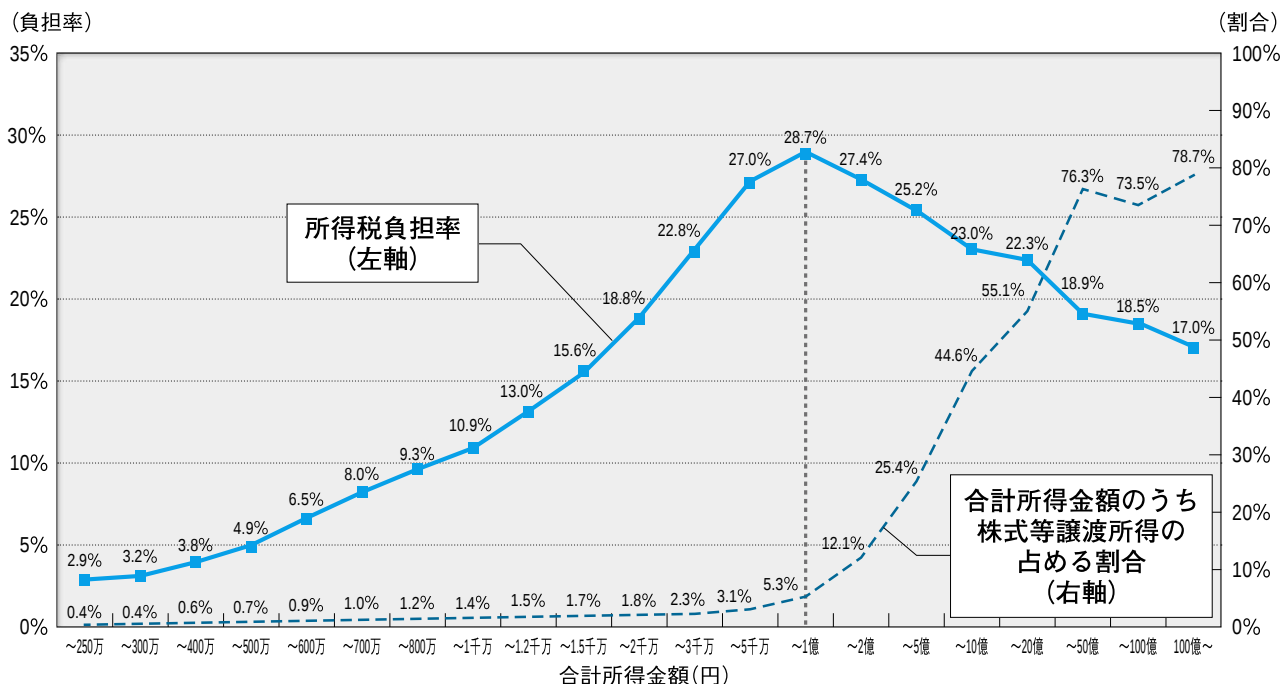
左縦軸が所得税負担率、横軸が合計所得金額で、所得250万円未満から100億円以上の方をサンプル調査で抜き出して、それぞれの所得税の負担割合を求めたものです。例えば、所得1000万円だと10・9%、つまり1000万円の申告所得に対し109万円の所得税を納税しているということを意味しています。ご覧のとおり、所得1億円で実効税率がピークになり、2870万円の所得税を納めていることになります。

ところが所得1億円を超えると、逆に負担割合が減っていきます。これはなぜかというと、合計所得金額に占める株式等譲渡所得——これには配当金も含まれますが——の割合が増えるからです。これは上場株式については税率20%の分離課税となっているので、その割合が増えると相対的に税率が緩和されるのです。

日本では主に60歳以上の高齢者が多くの金融資産を持っていることを考えると、20%の分離課税を22%あるいは23%と上げていけば、富裕高齢層の税負担が引き上げられることになると思っています。

株式市場に不測の影響を与えないために

資料6 申告納税者の所得税負担率（平成26年）



(備考) 国税庁「申告所得税標本調査(税務統計から見た申告所得税の実態)」(平成26年分)より作成。

(注) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。また、源泉分離課税の利子所得、申告不要を選択した配当所得及び源泉徴収口座で処理された株式等譲渡所得で申告不要を選択したものも含まれていない。

も、同時に「NISA(少額投資非課税制度)」の恒久化、拡充を合わせて実行すべきだと考えています。

NISAは年間120万円まで非課税投資枠が与えられる制度ですが、非課税期間が最大5年であつたり、あるいは他の所得との損益通算ができなかつたりするといった問題があり、使いにくい一面もあります。ですから制度そのものを恒久化し、あるいは非課税枠を拡充することで使い勝手を高め、個人が老後の資金を自助努力で貯めやすいようインセンティブを付けるのです。

私は、個人型貯蓄

余裕のある層に負担を求める政策を

いずれにしても、高齢富裕層への課税によって財源を生み出し、その財源を使って低所得者への負担軽減を図ることが必要です。そうすれば高齢富裕層の税負担が上がる一方で、若い人や非正規雇用の方々などの税・社会保障料負担が減ることになり、所得の再分配機能が強化され、それによる経済活性化効果が期待されると考えています。

もともとアベノミクスでは「所得の再分配による景気の好循環」を目指すこと

が謳われています。しかし、実際には所得再分配というより、「配る」政策しか行われていません。例えば先日、住民税非課税の低所得者を対象にした1人3万円「臨時給付金」を行いました。こうした「配る」だけの政策が今後次々に出てくるでしょう。

しかし、「負担を求める」という政策はほとんど行われていません。消費税率を5%から8%に上げたのは民主党（現民進党）政権時に決められたことですし、相続税増税も同様です。

このようにアベノミクスをよく見ると、「再分配」という政策が非常に遅れていると感じます。ですから、余裕がある方々に負担を求め、逆に負担の重い方々の負担を軽減していくことにより構造改革をする、そういった政策を打ち出すべきではないかと思えます。

日本は再分配後の格差が大きい

次に、欧米諸国との比較で日本の所得格差を見てみます。

実は日本は、再分配前（税・社会保障を差し引く前）の所得を比較した場合、非常に格差の少ない社会ということがで

きます。その理由の一つとしては、日本型資本主義の下で給料が支払われている、つまり社長あるいはCEOといった経営トップが、欧米のように莫大な報酬を取らないからです。逆に従業員には——正規雇用の場合だけでも——比較的厚い給与が支払われています。だから世界的に見ても、再分配前の格差は非常に低い部類に入っています。

ところが、税・社会保障負担後、つまり再分配後の数字を比べると、日本は格差が大きい国になってしまっています。これは、税・社会保障による再分配がうまく行われていないことを意味しています。さらに別の研究によると、日本の子どもの貧困率は、税・社会保障負担後の方が高くなるそうです。これも所得の再分配がうまく行われていない、所得の配分が逆に向かっていることを示す現象の一つということができます。

したがって、もう一度所得再分配のあり方を検討していく必要があるのではないのでしょうか。特に年金の場合には「賦課方式」ということで、非正規雇用なども含めた現役の勤労者から、富裕高齢者への移転が行われています。「肩車社会」になると言われるように、このままでは

現役世代1人が高齢者1人を支えることになり、ますます所得再分配はゆがんでいきます。

もちろん、賦課方式の見直しは簡単なことではありませんが、少なくとも現役世代、特に所得の低い方の社会保障負担の拡大をうまく抑制していかないと、いづれ格差・貧困問題となり、生活保護という形でわれわれの負担に跳ね返ってきます。また経済的理由で結婚できない、子どもを持たないというようなことのない社会を建設していく必要があると思います。

IV 日本の財政問題

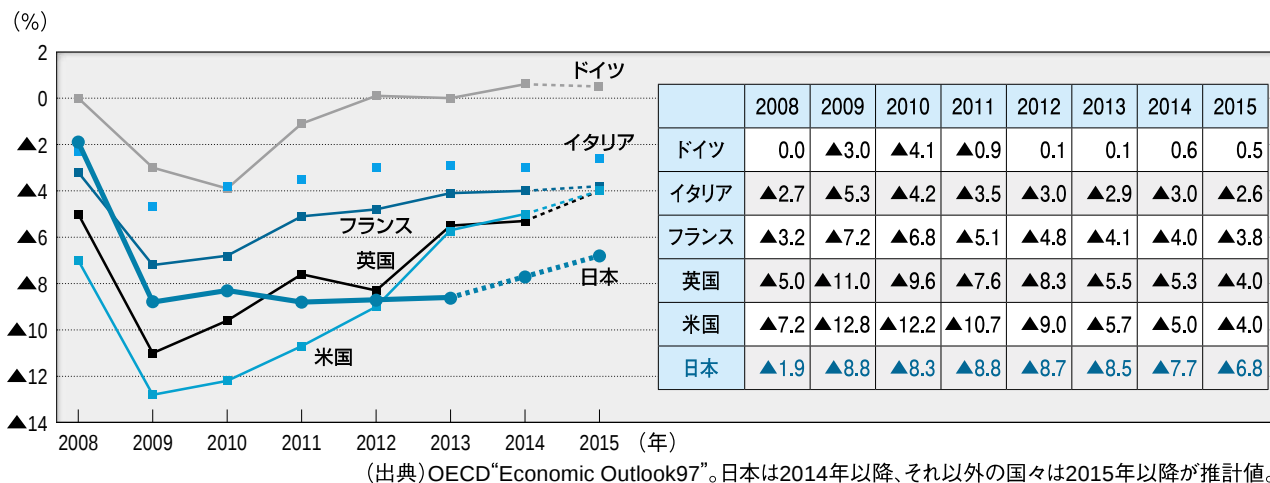
欧米諸国では歳出カットで財政が回復

最後に、日本の財政問題について、諸外国との比較で考えてみます。

資料7は、主要先進国の財政収支対GDP比を比較した図です。

リーマンショック後の2009年には、どの国も財政が急速に悪化しました。税収が少なくなった上に、アメリカもヨーロッパ諸国でも銀行救済等のために公的資金を使っていますので、こうした歳出

資料7 主要国の財政の改善ペース(財務省資料) — 財政収支対GDP比(一般政府) —



が増えたことも原因です。

しかし問題はその後です。2010年からはどの国も財政収支は回復に向かっており、特にアメリカは急激に改善しています。ドイツは財政黒字を達成しています。ドイツはもともと落ち込みが少なかったからということもありますが、リーマンショック後GDP比で約4%改善しています。またアメリカもGDP比では約7%回復しています。

一方日本はというと、2009年の悪化のピークの時期から、ほとんど横ばいの状況が続いています。少しは改善していますが、その改善度合いは極めて緩い。プライマリーバランスは改善しているように見えますが、利払いも含めたGDP比の財政赤字という観点から見ると、その改善率は極めてわずかと言えます。

これが何を意味しているかというと、アメリカやフランス、イタリア、ドイツは増税をせずに、財政バランスを回復させたということ。もちろん経済が回復したことによって税収が増えたということもありますが、もっと大きな理由として、歳出を大幅にカットしたことが挙げられます。つまり増税ではなく歳出カットによってリーマンショック後の財政赤字が

ら抜け出すことができたのであり、これが日本ではできていません。

リーマンショックの時点では、日本よりアメリカやイギリスの方が赤字は多かったのですが、そうした国では効果的に歳出を削減したことで、日本よりはるかに財政バランスのいい状況を達成したのです。日本だけ財政赤字が減らない最大の理由は、こうした歳出の削減が遅れているからであるということが、この資料から読み取れます。

税収はリーマンショック前と変わらない

安倍政権は2019年10月に消費増税を先送りし、秋口には大規模な補正予算を組むようですが、そうなると歳入面だけでなく歳出面からも財政が悪化するという事態になります。

安倍首相は国会答弁で「アベノミクスによって、国税だけで16兆円、地方税を含めると税収は21兆円増加した」と主張しています。しかし、その論拠となっている数字は、リーマンショック時の、経済がボトムの時と比較しているのです。一方、リーマンショック前の通常の経済状況の時の税収と比較すると、7兆円か

ら8兆円回復しています。

これはアベノミクスの成果と言いたいたいところですが、実はこの7兆円というのは、消費税を5%から8%に引き上げた時に得られる税収とほぼ同じです。つまり、もしその消費増税をしていなければ、リーマンショック前と現在の税収はほとんど、あるいは若干マイナスというのが現実的です。

したがって、現在の日本の財政問題は決して楽観できる状況ではありません。安倍政権は、国税が約16兆円増えているから、その中から数兆円を「1億総活躍社会」のため、経済対策のために使用しても問題ない、アベノミクスによって増えた税収は自由に使わせてほしい、と考えているようです。

そうした理論が大型経済対策・補正予算につながっているわけですが、このような考え方で歳出を続けていると、いつまでたってもこうした状況から抜け出せないのではないかと私は懸念しています。今後の世界経済を考えると、法人税収が伸びるという状況ではなくなっていることも要注意です。

いずれにしても、歳出削減の最も遅れているわが国が、景気対策と称して、地

方商品券の拡充や新幹線などの大型公共事業を行うことは、経済愚策だと思っています。

手厚い支援の裏には大きな税負担がある

資料8は、2012年度の先進諸国の「国民負担率（対国民所得比）の内訳の国際比較」です。

これを見ると、日本の国民負担率は約40%となっており、ヨーロッパに比べると小さいですけれども、アメリカよりは大きい負担率となっています。

そして、皆さんは意外に思われるかもしれませんが、世界でも最も「大きな政府」であるのがフランスです。ご覧のとおりフランスの国民負担率は65・7%となっており、わが国の5割増し、他の欧米諸国と比べても極めて高い国民負担率となっています。

日本では少子高齢化が問題になっており、一方フランスは合計特殊出生率が2を超えていますので「フランスの少子化対策を学ぶべき」という論調を、新聞や雑誌などでもよく目にします。確かにフランスの少子化対策はものすごく手厚く、例えば子どもを1人作れば子ども手当や保育制度などあらゆる支援が受けられま

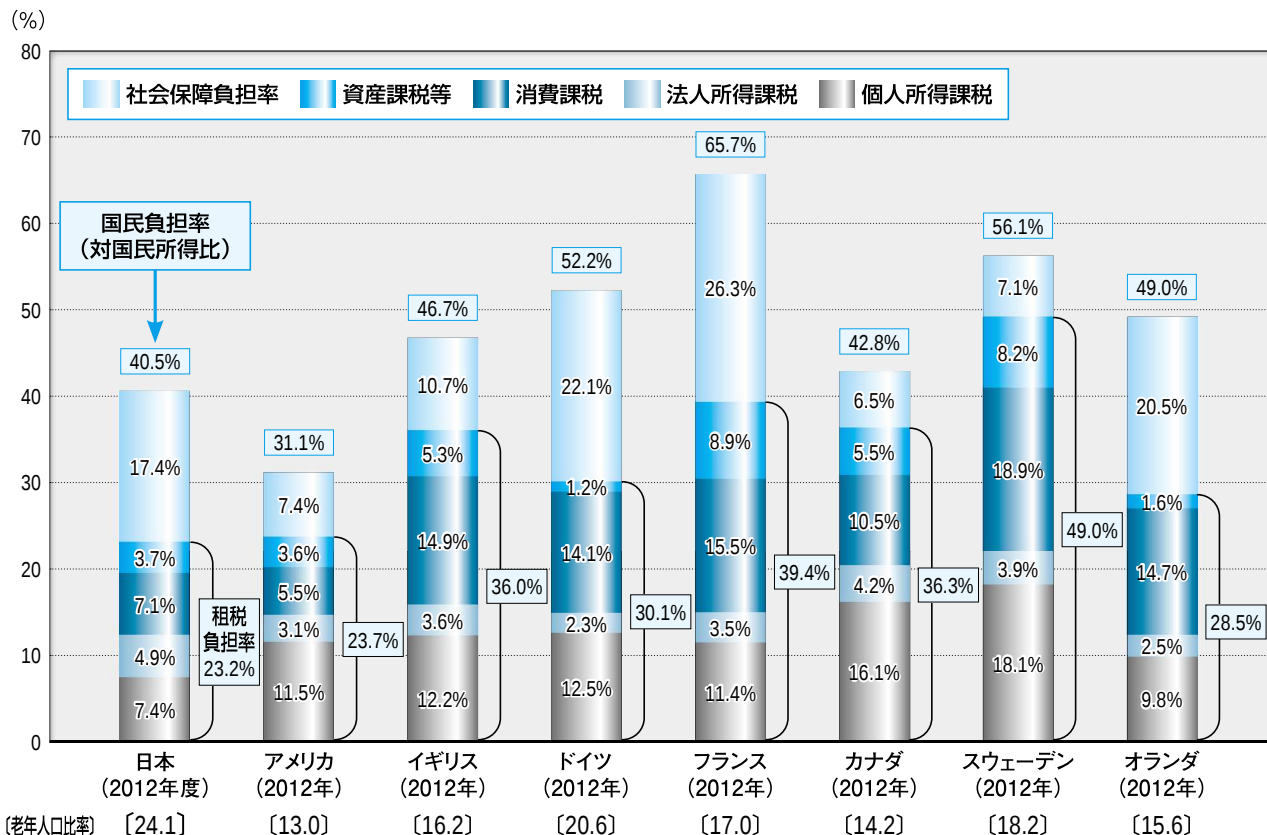
すし、さらに減税もあります。そのため、とにかく子どもを作れば、貧困から抜け出せるような制度になっています。

しかし、フランスは今お話ししたような極めて高い国民負担があるからこそ、こうした制度を維持できているのです。そうした背景を知らず、ただ「フランスの子育て制度に学ぶべきだ」と主張しても、それはナンセンスです。

また奨学金についても、貸与ではなく給付にすべきという議論があります。これについても、ヨーロッパでは公立大学の学費が免除される国が多いことを論拠にしていますが、やはり「負担」の問題を無視した議論であると言えます。

私も、勤労者や子育て世帯、あるいは学生への支援を厚くしていく必要性は高いと思います。そうであれば、「負担」と「受益」をパッケージで考えていく必要があります。財源となる税負担をどうするかという議論なしに、支援や歳出の議論ばかりしても、まったく意味がありません。日本は、フランスやドイツより老年人口比率はるかに高いわけですから、年金や医療などの費用もそれだけかさむことは、避けられない現実です。それにもかかわらず、現在の税負担の中で、大幅

資料8 国民負担率(対国民所得比)の内訳の国際比較



- (注) 1. 日本は平成24年度(2012年度)実績、諸外国はOECD“Revenue Statistics 1965-2013”及び同“National Accounts”による。なお、日本の平成27年度(2015年度)予算ベースでは、国民負担率：43.4%、租税負担率：25.6%、個人所得課税：7.7%、法人所得課税：5.4%、消費課税：8.9%、資産課税等：3.6%、社会保障負担率：17.8%となっている。
2. 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
3. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
4. 老年人口比率については、日本は2012年の推計値(総務省「人口推計」における10月1日現在人口)、諸外国は2010年の数値(国際連合“World Population Prospects: The 2015 Revision Population Database”による)である。なお、日本の2015年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年(2012年)1月推計)による)は26.8となっている。

な赤字国債を出して後世に負担を先送りしつつ、なんとかやりくりをしているということですが。

日本の歳入や老年人口比率は簡単に改善できるものではありませんから、それでもヨーロッパ並の社会保障を実現するためには、税と社会保障負担を合わせて考えながら、メリハリのついた議論をしていく必要があると思います。

最後に、アメリカの財政学者の言葉で、私も非常に共鳴している文章を紹介して、終わりたいと思います。

「みんな、アカデミー賞の主演女優賞が誰に与えられるかは、大きな興味を持っている。しかしわれわれに、その投票権があるわけではない。一方、税制がどうなるか、どうすべきか、みんなの関心は必ずしも高くはない。しかし税制をどうすべきかについて、われわれは投票権が与えられている」

投票権を持っていることと持っていないことは、決定的に違います。あるべき税制を考える上では、こうした意識を常に持っていることが大事なのではないでしょうか。